

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「部長」を「部長 局付」に改める。

別表第一備考2中「特定の事務名を付した職名のものを用い」の下に「、「局付」とは、局付のうち、商工労働局に置かれ全国菓子大博覧会・広島準備委員会事務局の事務に従事するものをいい」を加える。

別表第二大阪情報センターの項中「所長」を「所長 イノベーション推進監」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この人事委員会規則は、公布の日から施行する。
（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の効力）
- 2 管理職員等の範囲を定める規則の改正については、同規則は、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（平成二十三年広島県人事委員会規則第十五号）によってまず改正され、次いでこの人事委員会規則によって改正されるものとする。